

学校法人電波学園
高等課程

生徒総合保障制度 のおすすめ

(こども総合保険)

大切な生徒のご入学、ご進級、心よりお喜び申し上げます。
今回ご案内する総合保障制度は、保護者の皆様からの強いご要望によって生まれたものです。
学校内における限られた時間のみならず、日常生活の暮らしの中で直面する危険も
総合的に補償する制度です。是非この機会にご加入ください。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

新型コロナウイルス
感染症も補償

※詳細は中面をご確認ください。

団体割引適用

病気も補償

生徒総合保障制度の特長

- 補償期間中、**1日24時間**(学校の休みの日も)補償します。
ただし、一部の補償は24時間補償ではありません。
- 扶養者の方が不慮の事故によるケガが原因で亡くなったり重度の後遺障害が生じた場合、**育英費用**を補償します。
- 生徒があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときの**法律上の損害賠償責任**を補償します。
示談交渉サービス*がセットされています。
*示談交渉を行う場合は、被保険者および被害者の同意が必要です。
国内のみのサービスとなります。
- 生徒が**ケガ**をした場合に補償します。
- 生徒の**自転車によるケガ**を補償します。
- 「健康」「医療」「弁護士」相談サービスが受けられます。
- 生徒が**病気**を発病した場合に**補償**します。
- 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 および 熱中症**を補償します。



ご加入いただく皆様へ
補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

払込期日

2023年3月27日(月)

保護者のご希望をカタチにした 『生徒総合保障制度』です。

(こども総合保険)

(補償内容の詳細は、別紙の「補償概要」をご覧ください。)

プランによってセットされている補償項目や保険金額が異なります。ご加入プランを選ばれる際は、セットされている補償項目をプラン表でご確認ください。

■基本補償

●個人賠償責任補償

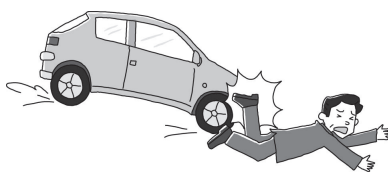
生徒やそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこぼしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じることが多く、補償の対象となることがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。



●育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。



●傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故により生徒がケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



■特約補償

●細菌性食中毒補償

生徒が摂取したもので細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●熱中症補償

生徒が日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

●特定感染症補償

生徒が補償期間中に法令で定める特定感染症(一类～三类感染症)、新型コロナウイルス感染症(注1)を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※初年度契約の場合、保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。

(注1) 新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の第1章第6条(定義等)第7項第3号の適用対象となっている間は補償の対象となります。

●病気死亡見舞金(葬祭費用)

生徒が補償期間中に病気を発病し、補償期間中または発病から180日以内に亡くなった場合に、実際に負担した葬祭費用を補償します。
※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象になりません。

●学校管理下動産補償

学校の授業・登下校中などに、生徒が携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。
※自転車など一部補償対象外の物があります。

●被害事故補償

生徒が犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

●トラブル被害対応補償

生徒がいじめ、SNS上での誹謗中傷やスーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用(※1)を補償します。

(※1) 対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等は補償概要をご確認ください。

(※2) 弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。

■病気の補償 (Aプランの場合)

※ 補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

●疾病入院医療保険金

生徒が補償期間中に発病した病気の治療のため、1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じて保険金をお支払いします。

1泊2日の入院から
補償します

●疾病手術医療保険金

生徒が補償期間中に発病した病気の治療のため、所定の手術を受けた場合に、保険金をお支払いします。



●疾病入院療養一時金

生徒が補償期間中に発病した病気の治療で、60日以上継続入院が必要であると医師に診断された場合に、一時金をお支払いします。

60日以上入院診断に
対して支払われます

補償期間
(保険期間)

2023年4月1日午前0時から2026年4月1日午後4時まで (3年間)

補償内容の詳細は、「補償概要」をご覧ください。

プラン表(補償項目／保険金額)		Aプラン	Bプラン	
3年分の保険料 (一時払)		49,970円	38,280円	
基本補償	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	国内 無制限 国外 3億円	国内 無制限 国外 3億円	
	育英費用 (一時金) ★	200万円	200万円	
	死亡保険金 ●■ ★	300万円	300万円	
	後遺障害保険金 ●■ (障害の程度によって) ★▲	300万円～12万円	300万円～12万円	
	入院保険金 ●■ 日額(180日限度) ★▲	4,000円	4,000円	
	手術保険金 ●■ (1事故あたり1回) ★ <small>手術の際の入院の有無によって上記の入院保険金(日額)の</small>	入院中 10倍 入院中以外5倍	入院中 10倍 入院中以外5倍	
	通院保険金 ●■ 日額(90日限度) ★▲	2,000円	2,000円	
特約補償	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の項目が補償対象となります	●の項目が補償対象となります	
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の項目が補償対象となります	■の項目が補償対象となります	
	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の項目が補償対象となります	★の項目が補償対象となります	
	特定感染症補償 (葬祭費用なし) 【補償範囲を拡大する特約】	▲の項目が補償対象となります	▲の項目が補償対象となります	
	病気死亡見舞金 ★ (葬祭費用)(支払限度額)	100万円	補償されません	
	学校管理下動産 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額1,000円)	5万円	補償されません	
	被害事故補償 (1事故あたり支払限度額)	5,000万円	補償されません	
	トラブル被害対応補償 (保険年度あたり支払限度額)	300万円	300万円	
	病気の補償	疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上入院) (60日限度)	4,000円	補償されません
		疾病手術医療保険金 手術の際の入院の有無によって 疾病入院医療保険金(日額)の	入院中 10倍 入院中以外5倍	補償されません
疾病入院療養一時金 60日以上入院が必要と診断された場合		30万円	補償されません	

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

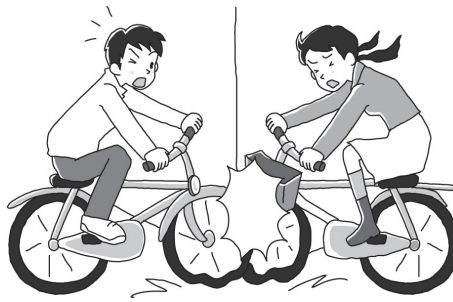
※各プランの保険金額、掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者1,000名以上5,000名未満の場合の団体割引を適用したものです。

保険金お支払例

個人賠償責任

保険金合計

17,463,000円



帰宅途中、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。

●個人賠償責任補償
17,463,000円

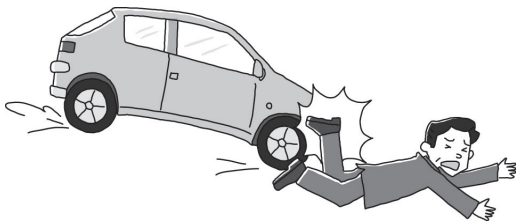
育英費用

保険金合計

2,000,000円

扶養者である父親が、交通事故で死亡した。

●育英費用補償・・・2,000,000円



傷害(ケガ)

保険金合計

60,000円

課外活動中、転倒し足を骨折。10日間入院し、退院後10日間通院した。

●入院保険金・・・40,000円
(4,000円×10日)
●通院保険金・・・20,000円
(2,000円×10日)



この悩み、
誰に相談したら...



ご加入すると
ご利用いただけるサービス

お悩みに応じた
窓口におつなぎします!



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを
聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも
まずは
こちらに!



みんなの
相談
ダイヤル

メンタルケア
カウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオン
アレンジサービス

ハロー健康相談24

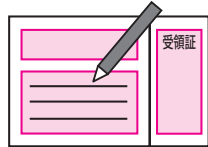
※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、小笠原六川国際総合法律事務所がご提供します。

ご加入手続き

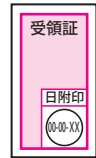
同封されている払込取扱票が加入依頼書になっています。下記記入例をご覧ください。必要事項をご記入、ご署名のうえ、掛金（保険料）を添えて、お近くの郵便局にてお振り込みください。必ず、同封の払込取扱票でお手続きください。



ご記入、ご署名ください。



申込締切日までにお振り込みください。



加入者証到着までは大切に保管ください。

次の職業に継続的に従事している生徒・学生の方で、ご加入を検討されている場合は、事前に対取扱代理店・扱者まで必ずご連絡ください。「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」

記入例と記入上の注意

払込期日

2023年3月27日(月)

補償期間(保険期間)

2023年4月1日午前0時から
2026年4月1日午後4時まで

(上記申込締切日以降でも、この制度にご加入いただけますが、申込締切日以降にお振り込みの場合は、補償開始日が遅れる場合がありますので、ご注意ください。)

消せないペンでご記入ください。

学校名をご記入ください。

加入依頼者のお名前(ご署名)・生年月日・性別・電話番号・住所をご記入ください。

お子様のお名前・生年月日・性別をご記入ください。

加入依頼者と扶養者が異なる場合、扶養者のお名前をご記入ください。

扶養者と被保険者(お子様)との続柄をご記入ください。

ご加入プランに○印をおつけください。

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
口座記号番号		口座記号番号	
金額		金額	
料		料	
備考		備考	
加入者名		加入者名	
学校法人 電波学園 (株) 保険ポイント		学校法人 電波学園 株保険ポイント	
加入依頼者(フリガナ) 氏名		加入依頼者(フリガナ) 氏名	
タナカ タロウ		タナカ タロウ	
加入依頼者(漢字) 氏名		加入依頼者(漢字) 氏名	
田中太郎		田中太郎	
加入依頼者(フリガナ) 住所		加入依頼者(フリガナ) 住所	
〒 100-0000 TEL 03-5611-XXXX		〒 100-0000 TEL 03-5611-XXXX	
加入依頼者(漢字) 住所		加入依頼者(漢字) 住所	
〇〇市××町1-2△△マンション101		〇〇市××町1-2△△マンション101	
加入依頼者(フリガナ) 生年月日		加入依頼者(フリガナ) 生年月日	
タナカ カオル		タナカ カオル	
加入依頼者(漢字) 生年月日		加入依頼者(漢字) 生年月日	
田中 薫		田中 薫	
加入依頼者(フリガナ) 性別		加入依頼者(フリガナ) 性別	
男		男	
加入依頼者(漢字) 性別		加入依頼者(漢字) 性別	
男		男	
加入依頼者(フリガナ) 原簿コード		加入依頼者(フリガナ) 原簿コード	
520		520	
加入依頼者(漢字) 原簿コード		加入依頼者(漢字) 原簿コード	
520		520	
ご加入プラン(いずれかに○印)		ご加入プラン(いずれかに○印)	
A B		A B	
扶養者(フリガナ) 氏名		扶養者(フリガナ) 氏名	
田中 薫		田中 薫	
扶養者(漢字) 氏名		扶養者(漢字) 氏名	
田中 薫		田中 薫	
扶養者(フリガナ) 続柄		扶養者(フリガナ) 続柄	
父		父	
扶養者(漢字) 続柄		扶養者(漢字) 続柄	
父		父	
ご加入プラン(いずれかに○印)		ご加入プラン(いずれかに○印)	
A B		A B	
ご依頼人欄に、おとどろ・おなまえをご記入ください。(承認番号 第 号)		ご依頼人欄に、おとどろ・おなまえをご記入ください。(承認番号 第 号)	
これより下部には何も記入しないでください。		これより下部には何も記入しないでください。	

次の内容が払込取扱票の裏面に記載されています。ご確認ください。

・保険期間は、パンフレット記載のとおりとなります。死亡保険金受取人は、法定相続人となります。・「扶養者」とはお子様(被保険者)の生計を支えている方および学費を負担する方をいいます。また、加入依頼書の扶養者欄に記載していただいた方が育英費用・学業費用の補償対象となります。・学業費用がセットされている場合、学業費用の支払対象期間終了日をパンフレットにてご確認ください。・掛金(保険料)を払込期日を過ぎて払い込んだ場合には、責任期間がパンフレット記載の保険期間と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。・共同保険契約の場合には「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

●個人情報の取扱いについて

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

加入者証

当制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、加入依頼者の方宛にお届けします。加入者証到着までは保険料振込用紙(払込取扱票)の振替払込請求書兼受領証が当契約の証となりますので、大切に保管してください。また、受領証に記載いただいた金額で契約プランをご確認いただけます。なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されています。

(発送予定：上記申込締切日より1か月半～2か月後)

※お申込みにあたっては、パンフレットのプランに印をつけて、お申込みの控として重要事項説明書とともに必ずお手元に保管してください。

●次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

1. 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校・転園など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせが届けできなくなる場合があります。
3. 当制度は団体の構成員(会員)を対象としており、転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなる場合は、脱退等の手続きが必要となるため必ずご連絡ください。

手続きカンタン! 支払いスピーディー!

24時間年中無休の事故受付

インターネット

通話料無料ダイヤル

インターネットによる事故受付 <https://www.aig.co.jp/sonpo>



大切なお子さまのために

- ・以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン（特約の組み合わせ）の内容を変更（一部の特約の追加・削除）してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等】
- ・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
- ・このパンフレットは保障制度（保険）の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店・扱者

株式会社 保険ポイント

TEL：052-684-7638 FAX：052-684-7639

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須1-35-18

一光大須ビル9階

担当 片桐

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

学校契約センター

TEL：076-443-8740

（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日・年末年始を除く）

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

払込取扱票

振替払込請求書兼受領証

00	名古屋	口座記号番号									
0	0	8	6	0	6	2	1	7	9	2	3
金額											
千 百 十 万 千 百 十 円											
料 金											
備考											
学校法人 電波学園 (株)保険ポイント											
※総合保障制度加入依頼書 (子ども総合保障) 重要事項説明書(個人情報の取扱いを含む)を受領・承認したうえで加入を依頼します。加入依頼日 ゆうちょ銀行又は郵便局受付日の通り											
ご依頼者欄											
加入依頼者(保護者)											
加入依頼者(被保険者)											
扶養者											
ご加入プラン(いずれかに○印)											
(通信欄)											
ご依頼者欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号 名第11087号)											
これより下部には何も記入しないでください。											

口座記号番号	0	0	8	6	0	6
加入者名	学校法人 電波学園 (株)保険ポイント					
金額	千 百 十 万 千 百 十 円					
ご依頼者	おなまえ					
料 金	(消費税込み) 日 附 印					
備考	円					

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。切り取らないでお出しくたさい。

この受領証は、大切に保管してください。

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号および金額を記入する際は、枠内にはつきりとご記入ください。また、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この用紙をゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けになる場合は、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- 払込みの際、法令等に基づき、ご依頼人様(および代理人様)の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- この用紙による払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
- この用紙の通信欄・ご依頼人に記載されたおところ・おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。

ご加入プランの内容についてはパンフレットをご確認ください。また、次の内容についてご確認ください。

- 保険期間は、パンフレット記載のとおりとなります。
- 死亡保険金受取人は、法定相続人となります。
- 「扶養者」とはお子様(被保険者)の生計を支えている方および学費を負担する方をいいます。また、加入依頼書の扶養者欄に記載していただいた方が育英費用・学業費用の補償対象となります。
- 学業費用がセットされている場合、学業費用の支払対象期間終了日をパンフレットにてご確認ください。
- 掛金(保険料)を払込期日を過ぎて払い込んだ場合には、責任期間がパンフレット記載の保険期間と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
- 共同保険契約の場合には「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。

C-150971(郵便払込用)

引受保険会社 **AIG損害保険株式会社**

収入印紙
課税相当額以上
貼付

印